３次医療圏再生推進事業費補助金	8,245	—	8,245	—	—	—	
大学改革推進等補助金（大学教育・学生支援推進事業）	15,845	—	—	—	—	15,845	
大学改革推進等補助金（静岡周産期医師長期支援プログラム）	38,299	—	117	—	—	38,181	
大学改革推進等補助金（大学病院業務改善推進事業）	20,000	—	—	—	—	20,000	
国立大学法人設備整備費補助金（平成22年度第１号補正）	158,888	—	154,829	—	—	4,058	
地域産学官連携科学技術振興事業費補助金（イノベーションシステム整備事業）	11,000	—	48	—	—	10,951	
研究開発施設共用等促進費補助金（橋渡し研究支援）	19,700	—	926	—	—	18,773	
結核健康診断費補助金	68	—	—	—	—	68	
合　　計	517,785	—	366,023	—	—	151,761	

⑱　役員及び教職員の給与の明細　（単位：千円、人）

区　　分		報酬又は給与		退職給付	
		支給額	支給人員	支給額	支給人員
役　　員	常　　勤	(68,737) 68,737	5	(—) —	—
	非　常　勤	(—) 5,040	2	(—) —	—
	計	(68,737) 73,777	7	(—) —	—
教　職　員	常　　勤	(5,565,304) 6,948,895	1,135	(526,345) 531,234	84
	非　常　勤	(—) 1,431,046	661	(—) 7,934	116
	計	(5,565,304) 8,379,942	1,796	(526,345) 539,168	200
合　　計	常　　勤	(5,634,042) 7,017,633	1,140	(526,345) 531,234	84
	非　常　勤	(—) 1,436,086	663	(—) 7,934	116
	計	(5,634,042) 8,453,719	1,803	(526,345) 539,168	200

(注)１．役員に対する報酬等の基準及び教職員に対する給与及び退職手当の支給基準は、国立大学法人浜松医科大学役員給与規程、国立大学法人浜松医科大学職員給与規程、国立大学法人浜松医科大学役員退職手当規程及び国立大学法人浜松医科大学職員退職手当規程に基づいております。

２．報酬又は給与の支給額には法定福利費、賞与引当金繰入及び退職給付引当金繰入は含んでおりません。

３．支給人員数については、年間平均支給人員数を記載しております。

４．（　）内は、「退職金相当額を運営費交付金で措置する対象者数について（通知）」（平成16年６月３日付人事課長16文科人第84号）における「退職金相当額を運営費交付金で措置する必要がある役職員」の支給額を内数にて記載しております。

５．人件費の定義は、「国立大学法人等の役員の報酬等及び職員の給与の水準の公表方法等について（ガイドライン）」（以下、「ガイドライン」という。）によっております。

・常勤職員とは、ガイドライン中の「常勤職員」、「在外職員」、「任期付職員」及び「再任用職員」から受託研究費等により雇用する者を除いた職員のことであります。

・非常勤職員とは、常勤職員、受託研究費等により雇用する者及び「ガイドライン」における「派遣会社に支払う費用」以外の職員のことであります。

⑲　開示すべきセグメント情報　（単位：千円）

区　　分	大　学	附属病院	小　計	法人共通	合　計
業務費用					
業務費					
教育経費	273,191	38,079	311,270	—	311,270
研究経費	884,685	244,976	1,129,661	—	1,129,661
診療経費	—	10,920,695	10,920,695	—	10,920,695